

DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

2017

JA世田谷目黒





# 目次

ごあいさつ	1
経営方針	3
金融商品の勧誘方針	4
事業の概況	6
社会的責任と貢献活動	10
リスク管理の状況	11
自己資本の状況	14
事業のご案内	15
各種手数料	19
貸借対照表	21
損益計算書	23
注記表	25
剰余金処分計算書	41
部門別損益計算書	42
財務諸表の正確性等にかかる確認	44
損益の状況	45
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	46
信用事業	48
共済事業	47
経済事業	59
経営諸指標	63
自己資本の充実の状況	64
役員等の報酬体系	75
当組合の組織	76
沿革・歩み	79

\*注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっており  
ますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位  
（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

## □ ごあいさつ

平素より組合各事業に対しまして深いご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災、福島原発事故から6年、熊本地震からも1年が経過いたしました。時が経つほど被災された方々の現状を認識し、寄り添う気持ちを忘れてはならないと強く感じます。今後も気持ちを風化させること無く支援をさせていただきます。

平成28年度の我が国の経済は、緩やかに回復しているものの、内需の伸びは小幅にとどまり、回復の勢いは力強さに欠けていました。又消費税率の引き上げを再延期したことは、景気回復の弱さへの認識と財政健全化、社会保障制度改革等の取り組むべき問題を先送りする姿勢が明らかになったものと思われま

す。国内農業、農協を取り巻く情勢は、平成28年4月に施行された「改正農協法」を皮切りに「農業の成長産業化」という、世界の農業経営の85%を占める家族農業、小規模農業を追い出し企業の参入による「儲けるだけの農業」を目指し、財界に付度した対応をする農政に振り回されている状況です。

金融政策環境では、日本銀行が昨年9月に緩和強化のため超金利緩和策を導入し、国債金利がゼロ%で推移するよう対応し、さらに預金に対してもマイナス金利を導入した結果、金融システムの不安定化を招いており、平成29年度も同様に推移するものと思われま

す。このような状況のなか、当組合の平成28年度の各事業は皆様のご支援により概ね順調に推移いたしました。当組合の基本方針である相談業務を中心に、各事業との連携により組合員の安心と信頼をいただけるサポートに注力いたしました。

経済事業におきましては施肥の適正化を図るために全国土の会にて土壌分析を行い生産経費の削減に努めております。販売事業におきましては、農家自身の直販と、学校給食へ提供する地場農産物の買い取りを進め、地産地消と都市農業の理解促進を図るとともに農地税制に対しての要望を行い、安心して農業が出来る体制を推進してまいりました。一方信用事業は貯金、貸出ともに目標を達成し、特に共済事業では都内農協のトップをきって目標を達成いたしました。また、当組合のL A（ライフアドバイザー）女子職員が東京都では初めて全国表彰を受けました。

資産サポート事業におきましては、友好組合を中心に全国の組合員にも貢献出来るよう、相続相談事業の推進を図るため毎年長期研修生の受け入れをしております。平成25年度より4年間で8名、平成29年度も4名の受け入れをしており注目されております。また当組合の職員も農業研修でJ Aやまがたの農家にお世話になり互いに切磋琢磨に努めております。さらに各地の農産物の売り上げも皆様のご協力により増加し、友好組合から感謝されております。

本年は、第31回J A東京大会で決議された3ヵ年計画の中間年度で「東京グループ自己改革の実践」を加速する年となります。農協改革では、全国農業協同組合連合会の「自己改革」、全国農業協同組合中央会の一般社団化、東京都中央会の連合会への組織変更の期限が迫るなか、当組合にも求められている課題に対して、以下の通り推進してまいります。

○「役員の過半を認定農業者とする」役員構成の変更は、皆様のご理解をいただき、認定農業者少数の場合の特例も概ね適用可の見通しとなり、構成要件を充たした新しい経営管理委員12名体制でスタート致します。

○「公認会計士監査の義務化」一般の金融機関と同様な監査体制とする為、農協監査機構監査からの変更に伴い、内部統制の強化を初心に立ち返り、役職員全員の研修を徹底・継続してまいります。

○「農業所得の増大」改正農協法では「農協は農業所得の増大に最大の配慮する」と義務付けておりますが、都市農業においては、まず組合員が安心して営農が出来る環境を整備・維持しなければ、「増大」は絵に描いた餅にさえなりません、この観点から都市部農協の役割を整理すれば、農地の保全とスムーズな事業の承継に注力する事となります。農業所得の増大はこの後から付いてくるものと思います。

○「官邸の農協改革の本丸」信用・共済事業の分離は、農協を取り巻く今後の法制度次第と言う面から見ても避けられない状況に追い込まれていくものと思われまます。特に信用事業の在り方につきましては、改革の動向だけではなく、金融機関の役割の変化・低金利政策による収益構造の変化等多くの要素を含んでおります。昨年末には、各事業委員会を開催して情報共有と経営方針を検討し、総合事業を目指しつつ代理店化も現実的な選択肢として十分に対応できる準備を進める事と致しました。まず収益環境に左右されない、営農経済事業の確立が急務となります。

本年度も世田谷目黒農協は「組合員のくらしと資産を守り、農業・農地を守る」と言う理念を確実に実現し、組合員に農協が必要であると同時に、あって良かったといわれる「一步先行くJA」として役職員一同努力して参る所存ですので、組合員各位のご理解、ご支援、そして何よりも積極的なご参加を頂きますよう心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

## □ 経営方針

### 経営理念

#### ◆経営理念

協同組合の基本である、組合員の事業と生活の向上、利用収益の安定的還元と地域社会の発展に寄与します。

#### ◆基本方針

- ① 組合員の農業を支援します。
- ② 組合員の相談業務を中心に各事業を展開します。
- ③ 安心して利用できるよう、健全経営をします。
- ④ 組合員がいずれかの事業を利用することが組織の基本であることを理解していただけるよう努力します。

### 経営方針

#### 「組合員の農業所得の増大」について

組合員が農業所得の増大に取り組む前提となる生産緑地制度・相続税納税猶予制度等を堅持できるよう関係各方面に働きかけ、農地保全を図ります。また、相談業務を起点とした事業展開により、「組合員の農業所得の増大」に向けた支援を行います。

#### 「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を發揮します。

#### 健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

農協法の役員構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に向けて取り組みます。

自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

## □ 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## □ 個人情報保護方針

世田谷目黒農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守  
当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。  
個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。  
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。  
特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 利用目的  
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に拘わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。  
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。  
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適正取得  
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置  
当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。  
個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 第三者提供の制限  
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。  
また、当組合は、番号法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い  
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7. 開示・訂正等  
当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。  
保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。
8. 苦情窓口  
当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
9. 継続的改善  
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## □ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

世田谷目黒農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにあたり、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マナー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。  
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

2. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。  
（外部専門機関との連携）
4. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

5. 当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

6. 当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

## □ 金融円滑化にかかる基本方針

世田谷目黒農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。



## □ 事業の概況

### ①指導事業

女性農業者をサポートするため、「女性農業者の会」を発足させ交流会や講習会を開催しました。2年目の「全国土の会」では、50件の土壌診断を実施し、土壌の健全性確保に努めました。農家支援では、営農支援事業35件、食育事業に関する農作業支援を1件行いました。

また、組合所有の放射性物質測定装置による農産物の測定は、計70検体を行い、すべて「異常なし」の結果となりました。

### ②販売事業

苗販売と学校給食への食材納入を中心に行いました。学校給食協力会会員の皆様のご理解とご協力のもと、目標を上回る結果となりました。

### ③購買事業

生産資材については、パイプハウスや農業機械の注文が多くありました。また、生活物資についても、お煎餅や煎茶を始め、平成28年度も「旬鮮倶楽部」の申し込みを多数いただき、目標を達成いたしました。

### ④資産サポート事業・宅地等供給事業

相続税改正により、相続税シミュレーションの新規の相談や再検討のものもあり、相談の件数も増えました。ダイレクトメールでの情報発信による相談業務の認知度も浸透しました。相続・事業承継対策については組合員とともに考え、事前対策の相談に応えることにより活用すべき土地を把握し、施設建設の取り次ぎを行い目標を達成しました。

また、相続税の資金確保のための土地売買の仲介においては、昨年の不動産取引の高騰から横ばい傾向にあり、規定手数料の半分にもかかわらず目標を上回る収益を上げることができました。

### ⑤信用事業

#### [貯金業務]

正組合員を中心に事業を展開しました。納税などによる貯金残高の減少がありましたが、組合員満足度の向上を念頭に相談能力の習得を日々心掛け貯金業務に当たり、年度末に目標達成にいたりしました。

また、友好協定を締結している農協の農産物を中心に販売し、地域を超えた農協の組合員所得の向上を図るとともに、協同組合間の交流を深めました。

#### [貸出業務]

他部署との連携や情報共有に努め、組合員の農業を支援するための「ファーマーズローン」及び、組合員の相続税に対する負担を軽減するための「資産サポート提携相続税支払いローン」を中心とした推進を行いました。また、事務の堅確性に努めました。

貸出残高目標につきましては、「資産サポート提携相続税支払いローン」の大口需要もあり目標を大きく上回る結果となりましたが、利息目標につきましては、日銀のマイナス金利政策の影響もあり目標にいたりませんでした。

#### [余裕金運用業務]

余裕金運用については、平成28年度は6回開催したALM委員会で協議検討・分析し、リスク回避を重視した結果、JAバンク東京信連の預金を中心に行いました。

また、有価証券については、長期金利の低迷により新規購入が難しく、横ばいとなりました。

### ⑥共済事業

組合員が「安心」し「満足」できる保障を提案することで、早期に新契約の目標を達成いたしました。

また、加入しやすい年金共済を積極的に推進することで組合員世帯の未加入者と新たな関係を築くこともできました。

## □ トピックス

年 月 日	事 項	内 容
平成28年4月1日	ATM現金監事監査	
平成28年4月6日	役員支部長合同会議 ～7日	箱根湯本「吉池」
平成28年4月8日	信用・共済事業早期目標達成推進大会	三軒茶屋「銀座アスター」
平成28年4月12日	女性部役員支部長合同会議	「二子玉川エクセルホテル東急」
平成28年4月13日	J A全国監査機構期末監査 I	
平成28年4月20日	第1回コンプライアンス委員会	事務リスク管理規程に基づく事務ミス報告について 他
平成28年4月20日	第1回ALM委員会	平成27年度 第4四半期運用実績について 他
平成28年4月20日	第1回基本委員会	農協法改正に対応するJ A経営に資する役員体制について 他
平成28年4月26日	第1回理事会	「J A改革の実践-組合員の農業所得の増大と地域の都市農業への理解-」3ヵ年計画の策定について 他
平成28年4月28日	第1回経営役員会	「J A改革の実践-組合員の農業所得の増大と地域の都市農業への理解-」3ヵ年計画の策定について 他
平成28年5月2日	J A全国監査機構期末監査II 6日、9日	
平成28年5月6日	女性部通常総会	「ファーマーズセンター」
平成28年5月10日	青壮年部通常総会	「ファーマーズセンター」
平成28年5月11日	東京農業大学包括連携協定調印式	「東京農業大学 世田谷キャンパス」
平成28年5月11日	共済安心チェック運動 ～7月29日	
平成28年5月13日	下半期監事監査 ～16日	
平成28年5月16日	第1回監事会	全国中央会監査の方法及び結果の相当性判断について 他
平成28年5月19日	農業生産部通常総会	「ファーマーズセンター」
平成28年5月19日	J A世田谷目黒ゴルフ大会	「レイクウッドゴルフクラブ」
平成28年5月20日	第2回コンプライアンス委員会	平成27年度「不祥事未然防止のための行動計画」結果報告について 他
平成28年5月25日	第2回理事会	全国監査機構期末監査報告について 他
平成28年5月27日	第2回経営役員会	全国監査機構期末監査報告について 他
平成28年6月2日	J A松本ハイランドとの「友好組合協定」締結式	「J A松本ハイランド グリンパル」
平成28年6月6日	改正農協法説明会	「ファーマーズセンター」
平成28年6月17日	第2回監事会	J Aバンク基本方針に基づく「J Aの経営状況に関する事項の報告」について 他
平成28年6月22日	第64期通常総会	東京農業大学「横井講堂」
平成28年6月24日	観劇会『坂本冬美コンサート』	昭和女子大学「人見記念講堂」
平成28年6月28日	第3回理事会	平成28年度理事報酬について 他
平成28年6月28日	第3回監事会	監事報酬等の配分について 他
平成28年6月28日	第3回経営役員会	平成28年度経営役員報酬について 他
平成28年7月19日	一日貯金 ～26日	
平成28年7月20日	第2回ALM委員会	平成28年度 第1四半期運用実績について 他
平成28年7月20日	第3回コンプライアンス委員会	事務リスク管理規程に基づく事務ミス報告について 他
平成28年7月26日	第4回監事会	監事会規則第3条第1項の議長の順序について 他
平成28年7月26日	第4回理事会	ディスクロージャー誌の提出について 他
平成28年7月26日	第1回役員と監事との定期的会合	
平成28年8月9日	認定農業者説明会	「ファーマーズセンター」
平成28年8月19日	J Aあさか野との「友好組合協定」締結式	「新座市ベルセゾン」
平成28年9月5日	青壮年部との意見交換会	「ファーマーズセンター」
平成28年9月8日	第2回基本委員会	新経営役員会運営要領の制定について 他
平成28年9月26日	第3回ALM委員会	平成28年度下半期貸出金利について 他
平成28年9月27日	第5回理事会	顧問税理士の契約について 他
平成28年9月29日	第4回経営役員会	J A東京信連の平成28年度増口出資（後配出資金）について 他
平成28年9月30日	第5回監事会及び現金・購買品棚卸監査	平成28年度期中監事監査実施計画について 他
平成28年10月3日	ATM現金監事監査	
平成28年10月6日	野毛支部座談会	「野毛六所神社」

年 月 日	事 項	内 容
平成28年10月12日	J A全国監査機構期中監査Ⅰ ～14日、17日	
平成28年10月17日	上半期資産査定監事監査 ～20日	
平成28年10月18日	第4回ALM委員会	平成28年度 第2四半期運用実績について 他
平成28年10月18日	第4回コンプライアンス委員会	特定事業者作成書面の制定について 他
平成28年10月19日	上半期監事監査 ～20日	
平成28年10月20日	第6回監事会	平成28年度（期中）監事監査報告書について 他
平成28年10月21日	東京都常例検査 ～28日	
平成28年10月22日	信用推進委員視察旅行（Bプラン）～23日	長野県「美ヶ原温泉」
平成28年10月26日	第6回理事会	固定資産減損会計について 他
平成28年10月26日	第7回監事会	資産自己査定結果について 他
平成28年10月27日	第5回経営役員会	役員の貸付承認について 他
平成28年10月27日	中町支部座談会	「中町天祖神社」
平成28年10月27日	用賀西部第一支部座談会	「ファーマーズセンター」
平成28年11月2日	支部長会議	三軒茶屋「銀座アスター」
平成28年11月4日	上北沢北部支部座談会	下高井戸「天喜代」
平成28年11月8日	信用推進委員視察旅行（Aプラン）～9日	長野県「大町温泉」
平成28年11月11日	第5回コンプライアンス委員会	事務リスク管理規程に基づく事務ミス報告について 他
平成28年11月12日	J A世田谷目黒・目黒区・世田谷区協働事業 農とふれあう収穫体験	「栗山農園」
平成28年11月12日	横根支部座談会	「稲荷森稲荷神社」
平成28年11月14日	認定農業者等経営役員選出会議	新経営役員選出について 他
平成28年11月22日	第6回コンプライアンス委員会	自主検査チェックリストの改訂について 他
平成28年11月23日	J A世田谷目黒・目黒区・世田谷区協働事業 農とふれあう収穫体験	「高橋農園」
平成28年11月23日	都市農業トークライブ	「ファーマーズセンター」
平成28年11月28日	第7回理事会	平成28年度上半期監事監査結果について 他
平成28年11月28日	第6回経営役員会	平成28年度上半期監事監査結果について 他
平成28年12月8日	第8回理事会	信用供与の決定について 他
平成28年12月9日	女性農業者の会	交流会・講演会「ファーマーズセンター」
平成28年12月12日	一日貯金 ～19日	
平成28年12月20日	用賀西部第二支部座談会	「用賀地区会館」
平成28年12月27日	第9回理事会	金融円滑化法期限到来後月次報告について 他
平成28年12月27日	第2回役員と監事との定期的会合	
平成29年1月4日	役員・支部長・職員合同新年会	「二子玉川エクセルホテル東急」
平成29年1月5日	第1回指導経済委員会	平成29年度事業方針について
平成29年1月6日	第1回信用委員会	平成29年度事業方針について
平成29年1月6日	第1回共済委員会	平成29年度事業方針について
平成29年1月10日	第1回資産管理委員会	平成29年度事業方針について
平成29年1月16日	第2回信用委員会	平成29年度事業方針について
平成29年1月16日	第2回共済委員会	平成29年度事業方針について
平成29年1月16日	第2回資産管理委員会	平成29年度事業方針について
平成29年1月17日	第2回指導経済委員会	平成29年度事業方針について
平成29年1月18日	資産管理部会通常総会	「ファーマーズセンター」
平成29年1月18日	第10回理事会	信用供与の決定について 他
平成29年1月19日	J A全国監査機構期中監査Ⅱ ～20日	
平成29年1月23日	第7回コンプライアンス委員会	事務リスク管理規程に基づく事務ミス報告について 他
平成29年1月23日	第5回ALM委員会	平成28年度第3四半期運用実績について 他
平成29年1月25日	第11回理事会	パートタイマー就業規則の一部変更について 他

年 月 日	事 項	内 容
平成29年1月25日	第8回監事会	内部監査の品質に関する評価について 他
平成29年1月25日	瀬田東部支部・瀬田西部支部合同座談会	「瀬田玉川神社」
平成29年1月26日	新経営役員会	経営管理委員候補者の選出について 他
平成29年1月27日	第7回経営役員会	就業規則の一部変更について 他
平成29年1月28日	用賀東部支部座談会	「ファーマーズセンター」
平成29年2月1日	等々力第二支部座談会	「ざいもく家」
平成29年2月10日	目黒地区合同座談会	目黒区「緑が丘文化会館」
平成29年2月13日	第8回コンプライアンス委員会	飲酒制限について 他
平成29年2月14日	J A全国監査機構期中監査Ⅲ ～16日	
平成29年2月22日	第3回基本委員会	役員報酬等について 他
平成29年2月23日	第12回理事会	平成28年度支部長手当の支給について 他
平成29年2月27日	第8回経営役員会	経営管理委員候補者及び監事候補者について 他
平成29年3月9日	等々力第三支部座談会	「等々力玉川支所」
平成29年3月10日	等々力第一支部座談会	「等々力協和会会館」
平成29年3月14日	役員推薦会議	役員候補者について 他
平成29年3月15日	共済招待旅行 ～16日	静岡県「館山寺温泉」
平成29年3月22日	第6回ALM委員会	平成29年度上半期貸出金利について 他
平成29年3月22日	第9回コンプライアンス委員会	コンプライアンス・プログラム（検証・計画）について 他
平成29年3月27日	第13回理事会	平成29年度事業計画案について 他
平成29年3月27日	第9回監事会	平成29年度監事監査計画について（監査重点項目・実施日程調整など） 他
平成29年3月29日	第9回経営役員会	平成29年度事業計画案について 他
平成29年3月31日	第10回監事会及び現金・購買品棚卸監査	平成28年度期末監事監査実施計画について 他

## □ 社会的責任と貢献活動

### 全般に関する事項

当組合は、世田谷区・目黒区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員になって、相互扶助を理念として運営される組織であり、地域農業の活性化に資する金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や地域の公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は地域の一員として、農業の発展と健全で豊かな地域社会の実現に向けて取り組んでおります。

また、ISO14001を平成17年4月に認証取得し、現在も環境への負荷の低減に努めております。

### 1 地域からの資金調達の状況

当組合は、組合員の皆様に愛される金融機関をめざして、地域活動に参加するなど明るく活気に溢れた街づくりのお役に立つことが大切であるとの考えのもと、組合員の資産管理を重視した事業展開をはかりつつ、観劇会、招待旅行等の実施により組合員、地域住民との関係を尊重しながら資金量の拡大に取り組んでいます。

### 2 地域への資金供給の状況

組合員や地域の方々が必要とする住宅資金を中心に、生活資金や事業資金をきめ細かな商品を取りそろえて、ニーズにあった融資を行っております。また、地球環境に配慮した省エネ住宅やエコカー向けの融資を行っております。さらに世田谷区・目黒区などの土地開発公社・地方公共団体等への融資も行い、地域環境整備の一翼も担っております。

### 3 文化的・社会的貢献に関する事項

当組合では、親子野菜収穫体験などを通じて、都市に住む人々（特に子供たち）に農業の大切さ、自然とふれ合うことの素晴らしさを理解していただいております。

また、農業イベントを開催し地域住民に農地保全の重要性と都市農業についての理解とPRを行いました。

### 4 地域密着型金融への取り組み

当組合は、子育て支援のための「子育て応援型住宅ローン」や、営農支援のための「ファーマーズローン」など、お客様のライフプランにあった商品の提供・開発に取り組んでおります。

## □ リスク管理の状況

### リスク管理体制

#### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### 1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に貸出審査室を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### 2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合は、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### 3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### 4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合は、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

## 5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## 6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

## 法令遵守体制

### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店部門にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### 金融ADR制度への対応

#### 1 苦情処理措置の内容

当組合は、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。  
当組合の苦情等受付窓口（電話：03-3428-8111（月～金 9時～15時））

#### 2 紛争解決措置の内容

当組合は、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・ 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）  
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）  
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

①の窓口又は東京都JAバンク相談所（電話：042-528-1358）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

- ・ 東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- ・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）  
（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）  
（公財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）  
（公財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）  
最寄りの連絡先については、上記又は①の窓口にお問い合わせ下さい。

## 内部監査体制

当組合は、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、組合の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。



## □ 自己資本の状況

### 自己資本比率の状況

当組合は、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成29年3月末における自己資本比率は、26.85%となりました。

### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	世田谷目黒農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	9,501百万円

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## □ 事業のご案内

当組合は地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。農協は、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

(平成29年3月31日 現在)

### 1 指導事業

営農指導は農協の最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

### 2 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

#### 販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。

#### 購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。

### 3 宅地等供給事業

組合員の皆様の大切な農地などの資産管理および有効活用について相談・支援する事業です。

不動産仲介業務も行っており、地域の皆さまに良好な環境と質の高い賃貸住宅を提供し、豊かな地域社会づくりのお手伝いをさせていただいています。

## 4 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。農協の信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国の農協・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。

### 貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種 類	特 徴
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普 通 貯 金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当 座 貯 金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納 税 準 備 貯 金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通 知 貯 金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
ス ー パ ー 定 期 貯 金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自 由 金 利 型 定 期 貯 金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変 動 金 利 定 期 貯 金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のおお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期 日 指 定 定 期 貯 金	個人のおお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積 立 式 定 期 貯 金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定 期 積 金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。

## 融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。  
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。  
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住 宅 ロ ー ン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	お子様たちの進学を農協が支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
ワ イ ド カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、農協のATMでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
フ ェ ー マ ー ズ ロ ー ン	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

## 為替業務

全国の農協をはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合本店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いしています。  
また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種 類	内 容
振 込 ・ 送 金	当組合の本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

## 証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	内 容
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。
投 資 信 託	投資信託のご購入資金は運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資し、これによって得た収益を分配金としてお返しするものです。したがって、基準価格が変動するので元本および分配金の保証はありません。

## 5 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。

当組合は暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりの人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。

### ひと

種 類	内 容
終 身 共 済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養 老 生 命 共 済	「万一のときの保障」と「将来の資金づくり」で保障と貯蓄を両立させたプランです。「満期で受け取る」、「途中で受け取る」など貯蓄的な機能と「充実した保障」とさまざまなプランを選択いただけます。
引受緩和型終身共済	健康状態に不安のある方でも簡便な手続きでご加入いただける万ー保障プランです。通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけます。18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。
医 療 共 済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などを選ぶことができます。先進医療保障を加えることで、最新の治療を安心して受けることができます。さらに、万ー保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
が ん 共 済	がんと闘うあなたの「生きる」を応援し、一生涯にわたって手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介 護 共 済	「長生きの時代に安心して暮らしていける」に備えるプランです。公的介護保険制度に定める「要介護2～5」に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときなどに介護共済金が受け取れます。
こ ど も 共 済	「お子さまの入学資金づくり」に加え、「お子さまの入院・手術も保障」するお子様向けのプランです。「ご契約者(親)がもしものとき、共済掛金いただかない」、「入園、入学にあわせて学資金を受け取る」など保障・特約を選択いただけます。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	「確実に受け取れる」をモットーに積立感覚で老後の生活資金を計画的に準備するためのプランです。医師の審査なしの簡単な手続きで加入でき、最低保障予定利率が設定されているので安心です。

### いえ

種 類	内 容
建 物 更 生 共 済 む て き プ ラ ス	「建物」や「家財」の損害を幅広く保障するプランです。プランにより、火災はもちろん、台風や地震などの自然災害やケガにも、しっかり備えることができます。掛け捨てではありませんので満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。
火 災 共 済	お住まいの建物の火災によって損害を受けた時に保障するプランです。

### くるま

種 類	内 容
自 動 車 共 済 ク ル マ ス タ ー	事故にあわれた相手方への対人・対物保障をはじめ、お車を運転されていたご自身・同乗されていた方々のための傷害補償や車両保障など万一の事故に幅広く保障するプランです。
自 賠 責 共 済	自動車事故被害者の保護・救済のため法律に基づき、すべての自動車(バイク・原付も含みます)に加入が義務づけられています。未加入の場合、法律違反となりますのでご注意ください。

## □ 各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、平成29年3月31日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

### 為替手数料

種		類	同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて	
振込	窓口扱い	文書扱い	1万円未満1件につき	無料	324円	
			1万円以上3万円未満1件につき	無料	432円	
			3万円以上1件につき	無料	648円	
	電信扱い	電信扱い	1万円未満1件につき	無料	432円	
			1万円以上3万円未満1件につき	無料	540円	
			3万円以上1件につき	無料	756円	
手数料	ATM扱い	文書扱い	1万円未満1件につき		216円	
			1万円以上3万円未満1件につき		324円	
			3万円以上1件につき		540円	
	電信扱い	電信扱い	1万円未満1件につき	108円		324円
			1万円以上3万円未満1件につき	108円		432円
			3万円以上1件につき	324円		648円
	インターネット扱い	インターネット扱い	1万円未満1件につき	無料		216円
			1万円以上3万円未満1件につき	無料		216円
			3万円以上1件につき	無料		324円
送金手数料	普通扱い	1件につき			648円	
	電信扱い	1件につき	432円		648円	

### 手形・小切手取立等手数料

種	類	手数料
代金取立	普通扱い	1通につき 972円
	至急扱い	1通につき 1,080円
その他	送金・振込の組戻料	1件につき 648円
	取立手形の組戻料	1通につき 1,080円
	不渡手形の返却料	1通につき 1,080円
	取立手形の店頭呈示料(※)	1通につき 1,080円
	離島回金手数料	無料

※ ただし、1,080円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

### 手形・小切手発行手数料

種	類	手数料
当座小切手	(50枚)	1,080円
約束手形	(20枚)	864円
為替手形	(20枚)	864円
専用手形	(1枚)	756円
自己宛小切手	(1枚)	756円

### 当座貯金開設手数料

種	類	手数料
当座貯金		無料
マル専当座貯金		無料

### 硬貨両替・金種指定払出手数料

手数料	両替金受入・払出枚数			
	100枚まで	101枚～300枚まで	301枚～500枚まで	501枚以上
	無料	108円	216円	324円

### 振込送金等手数料

種 類	手 数 料
定額自動送金（1件当たり）	※別表
自動集金（1件当たり）	無 料
総合振込	
登録（開設）時	
振込時	

### ※別表

自農協宛		他金融機関宛	
無 料	文書 扱い	1万円	1件 324円
		1万円以上 3万円未満	1件 432円
		3万円以上	1件 648円
無 料	電信 扱い	1万円	1件 432円
		1万円以上 3万円未満	1件 540円
		3万円以上	1件 756円

### その他の手数料

種 類	手 数 料
残高証明書（貯金）	756円
相続貯金等評価額証明書	756円
取引履歴明細（1口座毎）	324円
過去3年分まで	324円
過去3年を超える期間	324円
その他証明書（お客様ご指定書式等）	756円
通帳・証書再発行	1,080円
ICキャッシュカードの再発行	1,080円

### 融資関係手数料

種 類	手 数 料
残高証明書	756円
支払利子証明書	無 料
融資証明書	756円
新規実行	
住宅ローン	無 料
その他ローン	無 料
条件変更	
住宅ローン	5,400円
その他ローン	5,400円
繰上償還	
一部繰上	3,240円
全額償還	
3年未満	5,400円
3年超5年未満	5,400円
5年超7年未満	5,400円
7年超	5,400円
カードローン開設	無 料

### 金庫利用手数料

種 類	手 数 料	種 類	手 数 料
貸金庫		夜間金庫	
小型		小型	
中型		中型	
大型		大型	

## □ 貸借対照表

世田谷目黒農業協同組合

資産の部

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>82,905,436</b>	<b>84,394,040</b>
(1) 現金	94,615	111,375
(2) 預金	50,963,498	47,840,694
系統預金	50,462,696	47,339,883
系統外預金	500,802	500,811
(3) 有価証券	2,431,227	2,210,115
国債	1,262,785	1,051,588
地方債	617,706	615,006
社債	550,736	543,520
(4) 貸出金	29,439,508	34,280,651
(5) その他の信用事業資産	60,078	51,783
未収収益	54,633	46,097
その他の資産	5,444	5,685
(6) 貸倒引当金	△83,491	△100,578
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>60,951</b>	<b>67,799</b>
(1) 共済貸付金	57,380	65,143
(2) 共済未収利息	780	873
(3) その他の共済事業資産	2,958	1,973
(4) 貸倒引当金	△167	△191
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>3,848</b>	<b>2,668</b>
(1) 経済事業未収金	2,397	1,552
(2) 棚卸資産	1,407	1,063
購買品	1,212	905
その他の棚卸資産	195	157
(3) その他の経済事業資産	51	51
(4) 貸倒引当金	△8	-
<b>4. 雑資産</b>	<b>98,082</b>	<b>86,075</b>
(1) 雑資産	98,082	86,075
<b>5. 固定資産</b>	<b>681,656</b>	<b>661,441</b>
(1) 有形固定資産	675,855	657,419
建物	751,434	751,434
機械装置	3,114	3,114
土地	19,083	19,083
その他の有形固定資産	172,668	155,162
減価償却累計額	△270,444	△271,375
(2) 無形固定資産	5,801	4,022
その他の無形固定資産	5,801	4,022
<b>6. 外部出資</b>	<b>2,394,535</b>	<b>2,414,225</b>
(1) 外部出資	2,394,700	2,414,390
系統出資	2,323,200	2,342,890
系統外出資	71,500	71,500
(2) 外部出資等損失引当金	△164	△164
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>28,019</b>	<b>30,109</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>86,172,532</b>	<b>87,656,361</b>



## 負債の部

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
<b>1. 信用事業負債</b>	<b>76,158,413</b>	<b>77,575,152</b>
(1) 貯金	76,137,491	77,560,547
(2) その他の信用事業負債	20,921	14,604
未払費用	13,653	4,566
その他の負債	7,268	10,038
<b>2. 共済事業負債</b>	<b>343,526</b>	<b>234,566</b>
(1) 共済借入金	56,788	64,873
(2) 共済資金	213,542	100,442
(3) 共済未払利息	726	780
(4) 未経過共済付加収入	70,228	66,981
(5) その他の共済事業負債	2,240	1,488
<b>3. 経済事業負債</b>	<b>1,355</b>	<b>1,989</b>
(1) 経済事業未払金	1,355	1,989
<b>4. 雑負債</b>	<b>133,965</b>	<b>113,973</b>
(1) 未払法人税等	116,908	96,182
(2) その他の負債	17,056	17,791
<b>5. 諸引当金</b>	<b>221,341</b>	<b>206,898</b>
(1) 賞与引当金	25,547	22,986
(2) 退職給付引当金	82,930	74,240
(3) 役員退職慰労引当金	112,863	109,671
<b>負債の部合計</b>	<b>76,858,602</b>	<b>78,132,580</b>
・純資産の部		
<b>1. 組合員資本</b>	<b>9,225,516</b>	<b>9,450,868</b>
(1) 出資金	328,002	328,312
(2) 利益剰余金	8,897,514	9,122,556
利益準備金	659,262	659,262
その他の利益剰余金	8,238,252	8,463,294
特別積立金	7,550,000	7,850,000
当期末処分剰余金	688,252	613,294
(うち当期剰余金)	(355,779)	(283,528)
<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>88,414</b>	<b>72,912</b>
(1) その他有価証券評価差額金	88,414	72,912
<b>純資産の部合計</b>	<b>9,313,930</b>	<b>9,523,781</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>86,172,532</b>	<b>87,656,361</b>

# □ 損 益 計 算 書

世田谷目黒農業協同組合

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>1,140,998</b>	<b>1,027,452</b>
(1) 信用事業収益	838,196	772,757
資金運用収益	751,255	717,713
(うち預金利息)	(201,352)	(217,051)
(うち有価証券利息)	(45,227)	(28,632)
(うち貸出金利息)	(415,666)	(391,294)
(うちその他受入利息)	(89,007)	(80,734)
役務取引等収益	6,504	6,592
その他事業直接収益	325	2
その他経常収益	80,111	48,449
(2) 信用事業費用	77,740	93,610
資金調達費用	28,249	28,352
(うち貯金利息)	(28,090)	(28,212)
(うち給付補填備金繰入)	(158)	(139)
役務取引等費用	1,487	1,547
その他事業直接費用	-	0
その他経常費用	48,002	63,708
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(17,087)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△434)	-
<b>信用事業総利益</b>	<b>760,456</b>	<b>679,147</b>
(3) 共済事業収益	230,205	218,617
共済付加収入	215,075	202,994
共済貸付金利息	1,462	1,557
その他の収益	13,668	14,066
(4) 共済事業費用	11,752	11,249
共済借入金利息	1,469	1,557
共済推進費	8,718	8,844
共済保全費	1,283	576
その他の費用	280	271
(うち貸倒引当金繰入額)	(41)	(24)
<b>共済事業総利益</b>	<b>218,452</b>	<b>207,368</b>
(5) 購買事業収益	71,002	70,744
購買品供給高	69,522	69,176
購買手数料	618	614
その他の収益	861	952
(6) 購買事業費用	63,053	62,721
購買品供給原価	62,489	62,248
その他の費用	563	473
(うち貸倒引当金繰入額)	(8)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△8)
<b>購買事業総利益</b>	<b>7,949</b>	<b>8,022</b>
(7) 販売事業収益	3,567	4,493
販売品販売高	3,567	4,493
(8) 販売事業費用	3,352	4,075
販売品販売原価	3,213	4,025
その他の費用	138	50
<b>販売事業総利益</b>	<b>215</b>	<b>417</b>

科 目	平成27年度	平成28年度
(9) 宅地等供給事業収益	153,971	133,527
(10) 宅地等供給事業費用	165	128
<b>宅地等供給事業総利益</b>	<b>153,805</b>	<b>133,399</b>
(11) 指導事業収入	6,053	5,505
(12) 指導事業支出	5,934	6,408
<b>指導事業収支差額</b>	<b>118</b>	<b>△902</b>
<b>2. 事業管理費</b>	<b>715,227</b>	<b>694,516</b>
(1) 人件費	516,987	495,618
(2) 業務費	87,464	92,354
(3) 諸税負担金	41,641	43,481
(4) 施設費	66,330	59,833
(5) その他事業管理費	2,803	3,228
<b>事業利益</b>	<b>425,770</b>	<b>332,935</b>
<b>3. 事業外収益</b>	<b>67,531</b>	<b>65,231</b>
(1) 受取出資配当金	38,192	39,053
(2) 賃貸料	25,846	25,846
(3) 雑収入	3,491	330
<b>4. 事業外費用</b>	<b>7,459</b>	<b>6,479</b>
(1) 寄付金	1,211	301
(2) 雑損失	6,247	6,178
<b>経常利益</b>	<b>485,842</b>	<b>391,687</b>
<b>5. 特別利益</b>	<b>588</b>	<b>-</b>
(1) 固定資産処分益	588	-
<b>税引前当期利益</b>	<b>486,431</b>	<b>391,687</b>
法人税・住民税及び事業税	124,707	104,243
法人税等調整額	5,944	3,914
<b>法人税等合計</b>	<b>130,651</b>	<b>108,158</b>
当期剰余金	355,779	283,528
当期首繰越剰余金	332,473	329,765
<b>当期未処分剰余金</b>	<b>688,252</b>	<b>613,294</b>

## □ 注記表

◇ 平成28年度

### 第 65 期 注記表

世田谷目黒農業協同組合

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 評価基準及び評価方法

###### (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券 : 償却原価法（定額法）

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

###### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

##### 2. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

###### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

##### 3. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

## (6) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

## 4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

## 5. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

### (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,098千円であり、その内訳は、次のとおりです。

機械及び装置 3,098千円

### 2. 担保に供している資産

満期保有目的債券のうち、9,981千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、為替決済の担保として、定期預金1,500,000千円を差し入れています。

### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額

2,301,522 千円

#### 4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

### Ⅲ. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券などの有価証券による運用を行っています。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に貸出審査室を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が68,871千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	47,840,694	47,811,966	△28,727
有価証券			
満期保有目的の債券	809,675	837,834	28,158
その他有価証券	1,400,440	1,400,440	-
貸出金(*1)	34,280,651		
貸倒引当金(*2)	100,578		
貸倒引当金控除後	34,180,072	34,881,858	701,785
資産計	84,230,882	84,932,098	701,216
貯金	77,560,547	77,542,392	△18,154
借入金	-	-	-
負債計	77,560,547	77,542,392	△18,154

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定方法

### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

#### ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金です。

無利息の借入金であることから、時価は当該帳簿価格によっています。

## (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位：千円)
	貸借対照表計上額
外部出資	2,414,390
外部出資等損失引当金	△ 164
外部出資等損失引当金控除後	<u>2,414,225</u>

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。



(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	447,340,694	-	-	-	-	500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	10,000	300,000	200,000	100,000	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	100,000	-	100,000	1,100,000
貸出金(*1,2)	3,406,954	2,036,948	5,458,019	1,643,060	1,558,799	19,852,459
合 計	50,947,648	2,046,948	5,858,019	1,843,060	1,758,799	21,452,459

(\*1)貸出金のうち、当座貸越27,479千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\*2)貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等166,666千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*2)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件324,410千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	76,582,115	660,201	27,184	10,919	33,125	-
合 計	76,582,115	660,201	27,184	10,919	33,125	-

(\*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

IV. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	409,808	418,814	9,005
	地方債	399,866	419,020	19,153
	小 計	809,675	837,834	28,158
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		809,675	837,834	28,158

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	599,622	641,780	42,157
	地方債	199,931	215,140	15,208
	社債	499,731	543,520	43,788
	小計	1,299,285	1,400,440	101,154
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,299,285	1,400,440	101,154

(\*)なお、上記差額から繰延税金負債28,242千円を差し引いた額72,912千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

V. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち、退職金共済制度における当JAの給付額177,196千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		82,930 千円
退職給付費用		5,192 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△	0 千円
退職給付の支払額	△	13,882 千円
期末における退職給付引当金		74,240 千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務		74,240 千円
確定給付企業年金制度	△	千円
未積立退職給付債務		74,240 千円
退職給付引当金		74,240 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用		5,192 千円
特定退職共済制度への拠出金		16,047 千円
臨時に支払った割増退職金		1,011 千円
合計		22,250 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,070千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成29年3月31日現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、71,798千円となっています。

## VI. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
退職給付引当金積立額		20,728
未払法人事業税及び未払地方法人特別税		6,717
未払法人事業所税		143
賞与引当金限度超過額		6,415
役員退任慰労引当金積立額		10,572
外部出資損失引当金超過額		45
繰延資産償却限度超過額		40
賞与引当金未払保険料		983
特例業務負担金引当金超過額		20,046
その他		21
繰延税金資産小計		65,715
評価性引当額		△7,363
繰延税金資産合計 (A)		58,351
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△28,242
繰延税金負債合計 (B)		△28,242
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		30,109

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.91 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.13 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.39 %
住民税均等割等	0.14 %
評価性引当額の増減	△0.41 %
事業分量配当金	2.66 %
その他	△0.10 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.61 %

### 3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

平成28年11月28日の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）」の施行に伴い、「東京都都税条例等の一部を改正する条例」が平成29年3月30日に成立しました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成29年4月1日から平成31年10月1日までの間に開始する事業年度について27.92%から27.91%に変更されました。この税率変更による影響額は軽微です。

## 第 64 期 注記表

世田谷目黒農業協同組合

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券 : 償却原価法（定額法）

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

## (6) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

## 4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

## 5. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,098千円であり、その内訳は次のとおりです。

機械及び装置                      3,098千円

### 2. 担保に供している資産

満期保有目的債券のうち、9,969千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、為替決済の担保として、定期預金1,500,000千円を差し入れています。

### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

経営役員、理事及び監事に対する金銭債権の総額    1,841,998 千円

#### 4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は0千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### Ⅲ. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に貸出審査室を設置し与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が27,470千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	50,963,498	50,959,382	△4,116
有価証券			
満期保有目的の債券	1,009,399	1,050,607	41,208
その他有価証券	1,421,828	1,421,828	-
貸出金	29,439,508		
貸倒引当金(*1)	83,491		
貸倒引当金控除後	29,356,017	29,862,115	506,097
資産計	82,750,743	83,293,933	543,189
貯金	76,137,491	76,145,820	8,328
負債計	76,137,491	76,145,820	8,328

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定方法

### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組み預金の時価は、取引金融機関から提示された価値によつています。

#### ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によつています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位：千円)
	貸借対照表計上額
外部出資	2,394,700
外部出資等損失引当金	△ 164
外部出資等損失引当金控除後	<u>2,394,535</u>

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。



(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	50,463,498	-	-	-	-	500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	200,000	200,000	10,000	300,000	200,000	100,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	100,000	-	1,200,000
貸出金(*1,2)	2,110,021	1,932,173	2,243,888	1,739,805	1,567,464	19,845,155
合 計	52,773,520	2,132,173	2,253,888	2,139,805	1,767,464	21,645,155

(\*1)貸出金のうち、当座貸越27,201千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2)貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等0千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*2)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件1,000千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	75,186,631	678,485	219,188	45,407	7,779	-
合 計	75,186,631	678,485	219,188	45,407	7,779	-

(\*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

IV. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	609,570	627,029	17,459
	地方債	399,829	423,578	23,748
	小 計	1,009,399	1,050,607	41,208
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		1,009,399	1,050,607	41,208

## (2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	599,538	653,215	53,676
	地方債	199,923	217,877	17,953
	社債	499,704	550,736	51,031
	小計	1,299,167	1,421,828	122,660
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,299,167	1,421,828	122,660

(\*) 上記差額から繰延税金負債34,246千円を差し引いた額88,414千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## V. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち、退職金共済制度における当JAの給付額201,775千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		79,587	千円
退職給付費用		7,160	千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△		千円
退職給付の支払額	△	3,817	千円
期末における退職給付引当金		82,930	千円

#### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	82,930	千円
未積立退職給付債務	82,930	千円
退職給付引当金	82,930	千円

#### (4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	7,160	千円
特定退職共済制度への拠出金	16,344	千円
臨時に支払った割増退職金		千円
合計	23,505	千円

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金5,426千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された平成28年3月31日現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、80,758千円となっています。

## VI. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
賞与引当金		7,130
賞与引当金未払保険料		1,087
退職給付引当金		23,153
役員退職慰労引当金		8,963
外部出資等損失引当金		45
未払法人事業税及び未払地方人特別税		8,081
未払法人事業所税		143
繰延資産償却限度超過額		80
特例業務負担金引当金		22,547
その他		17
繰延税金資産小計		71,251
評価性引当額		△8,985
繰延税金資産合計 (A)		62,266
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△34,246
繰延税金負債合計 (B)		△34,246
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		28,019

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.91 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.35 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.04 %
住民税均等割等	0.11 %
評価性引当額の増減	0.33 %
事業分量配当金	△2.60 %
その他	0.20 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.86 %

### 3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）」が平成28年3月29日に成立し、平成29年4月1日以降に開始する事業年度より、地方法人特別法人税が廃止され、地方法人税、法人住民税法人税割、法人事業税の税率が改正されました。それに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成29年4月1日以降に開始する事業年度について27.91%から27.92%に変更されました。この税率変更による影響額は軽微です。

## □ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	平成27年度	平成28年度
	平成28年6月22日総会承認	平成29年6月23日総会承認
当期末処分剰余金 (A)	688,252	613,294
任意積立金取崩額	-	-
剰余金処分量 (B)	358,486	250,455
資本準備金	-	-
利益準備金	-	-
任意積立金	300,000	200,000
うち特別積立金	( 300,000 )	( 200,000 )
出資配当金	13,117	13,125
(出資配当率)	( 4.00% )	( 4.00% )
事業分量配当金	45,369	37,330
次期繰越剰余金 (A - B)	329,765	362,839

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

事業区分		平成27年度		平成28年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯 金	定期性貯金平均残高×0.12% 当座性貯金平均残高×0.02%	42,087 3,281	定期性貯金平均残高×0.10% 当座性貯金平均残高×0.01%	35,330 1,595
	貸 出		-		-
共 済 事 業			-		-
購 買 事 業			-		-
そ の 他			-		-
事業分量配当金合計			45,369		37,330
事業分量配当金のうち回転出資金へ振替額			-		-

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(単位：円)

項 目	平成27年度	平成28年度
繰越額	25,000,000	15,000,000

# □ 部門別損益計算書

◇ 平成28年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業 信 事	共 済 業 共 事	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	1,205,646	772,757	218,617	56,922	151,842	5,505	
事業費用 ②	178,193	93,610	11,249	50,814	16,110	6,408	
事業総利益 (①-②) ③	1,027,452	679,147	207,368	6,108	135,731	△902	
事業管理費 ④	694,516	411,952	110,363	58,308	56,675	57,215	
(うち減価償却費 ⑤)	32,443	16,556	4,004	4,144	3,284	4,453	
(うち人件費 ⑤')	495,618	281,333	86,868	44,883	42,261	40,271	
※うち共通管理費 ⑥		214,968	50,827	22,639	30,725	23,801	△342,962
(うち減価償却費 ⑦)		14,506	3,429	1,527	2,073	1,606	△23,143
(うち人件費 ⑦')		130,621	30,884	13,756	18,669	14,462	△208,394
事業利益 ⑧ (③-④)	332,935	267,194	97,004	△52,200	79,056	△58,118	
事業外収益 ⑨	65,231	46,714	12,074	2,124	2,491	1,826	
※うち共通分⑩		16,483	3,897	1,735	2,355	1,825	△26,297
事業外費用 ⑪	6,479	4,061	960	427	580	449	
※うち共通分⑫		4,061	960	427	580	449	△6,479
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	391,687	309,847	108,118	△50,504	80,967	△56,742	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	0	0	0	-	-	-	
※うち共通分⑰		0	0	-	-	-	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	391,687	309,847	108,118	△50,504	80,967	△56,742	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		38,363	8,902	3,722	5,753	△56,742	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	391,687	271,484	99,216	△54,226	75,213		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。  
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
  - 共通管理費等  
管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理費割、事業総利益割の平均値
  - 営農指導事業  
管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理費割、事業総利益割の平均値(営農指導部門を除く)
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	62.69%	14.82%	6.60%	8.95%	6.94%	100.00%
営農指導事業	67.61%	15.69%	6.56%	10.14%		100.00%

◇ 平成27年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	1,302,997	838,196	230,205	59,291	169,249	6,053	
事業費用 ②	161,998	77,740	11,752	53,026	13,544	5,934	
事業総利益 (①-②)	1,140,998	760,456	218,452	6,264	155,705	118	
事業管理費 ④	715,227	440,942	121,194	52,945	53,949	46,195	
(うち減価償却費 ⑤)	36,530	24,460	5,280	2,041	3,040	1,707	
(うち人件費 ⑤')	516,987	321,280	81,666	33,304	45,845	34,890	
※うち共通管理費 ⑥		245,476	53,388	19,493	30,335	14,491	△363,184
(うち減価償却費 ⑦)		23,935	5,205	1,900	2,957	1,412	△35,412
(うち人件費 ⑦')		188,880	41,079	14,999	23,341	11,150	△279,450
事業利益 (③-④)	425,770	319,514	97,258	△46,681	101,755	△46,076	
事業外収益 ⑨	67,531	48,711	12,638	2,222	2,697	1,261	
※うち共通分⑩		20,510	4,460	1,628	2,534	1,210	△30,345
事業外費用 ⑪	7,459	5,041	1,096	400	623	297	
※うち共通分⑫		5,041	1,096	400	623	297	△7,459
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	485,842	363,183	108,799	△44,858	103,830	△45,112	
特別利益 ⑭	588	334	72	63	51	66	
※うち共通分⑮		334	72	26	41	19	494
特別損失 ⑯	0	0	-	-	-	-	
※うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	486,431	363,518	108,872	△44,795	103,881	△45,045	
営農指導事業分							
配賦額 ⑱		31,703	6,887	2,112	4,342	△45,045	
営農指導事業分配賦後							
税引前当期利益 ⑳	486,431	331,814	101,985	△46,908	99,539		
(⑱-⑱)							

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。  
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
  - 共通管理費等  
管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理費割、事業総利益割の平均値
  - 営農指導事業  
管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理費割、事業総利益割の平均値（営農指導部門を除く）
- 配賦割合（2の配賦基準で算出した配賦の割合） (単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費	67.60%	14.70%	5.36%	8.35%	3.99%	100.00%
営農指導事業	70.38%	15.29%	4.69%	9.64%		100.00%

## □ 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成29年7月27日

世田谷目黒農業協同組合

代表理事理事長 中杉



## □ 損益の状況

### 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益(事業収益)	1,237	1,330	1,509	1,302	1,203
信用事業収益	849	831	804	838	772
共済事業収益	211	205	219	230	218
購買事業収益	58	70	66	71	70
販売事業収益	-	-	1	3	4
その他事業収益	167	221	419	160	139
経常利益	467	534	677	485	391
当期剰余金	320	321	492	355	283
出資金	329	329	329	328	328
(出資口数)	(329, 191)	(329, 581)	(329, 631)	(328, 002)	(328, 312)
純資産額	8,038	8,567	9,001	9,313	9,523
総資産額	78,887	80,976	83,747	86,172	87,656
貯金等残高	70,253	71,794	74,071	76,137	77,560
貸出金残高	28,984	28,381	29,398	29,439	34,280
有価証券残高	4,705	4,774	3,892	2,431	2,210
剰余金配当金額	59	61	59	58	50
出資配当額	13	13	13	13	13
事業利用分量配当額	46	47	45	45	37
職員数	54	57	64	61	53
単体自己資本比率	31.78%	32.21%	32.55%	31.58%	26.85%

注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取扱は行っておりません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。なお、平成24年度は旧告示（バーゼルII）に基づく単体自己資本比率を記載しています。



## □ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

### 利益総括表

(単位：千円、%)

項目	平成27年度	平成28年度	増減
資金運用収益	751,255	717,713	△ 33,542
役務取引等収益	6,504	6,592	88
その他事業直接収益	325	2	△ 323
その他経常収益	80,111	48,449	△ 31,662
計	838,195	772,756	△ 65,439
資金調達費用	28,249	28,352	103
役務取引等費用	1,487	1,547	60
その他事業直接費用	-	1	1
その他経常費用	48,002	63,708	15,706
計	77,738	93,608	15,870
資金運用収支	723,006	689,361	△ 33,645
役務取引等収支	5,017	5,045	28
その他信用事業収支	32,434	△ 15,258	△ 47,692
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	760,457 0.95%	679,148 0.81%	△ 81,309 -0.14%
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,140,998 1.34%	1,027,452 1.18%	△ 113,546 -0.16%

注：信用事業粗利益率＝信用事業総利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益率＝事業総利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

### 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	平成27年度			平成28年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	80,032	751	0.93%	83,275	717	0.86%
うち預金	46,877	201	0.42%	50,580	217	0.42%
うち有価証券	3,178	45	1.41%	2,152	28	1.30%
うち貸出金	29,977	415	1.38%	30,543	391	1.28%
資金調達勘定	73,890	28	0.03%	76,876	28	0.03%
うち貯金・定積	73,890	28	0.03%	76,876	28	0.03%
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや			0.30%			0.29%

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

注 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項	目	平成27年度増減額	平成28年度増減額
受取利息		△ 24	△ 25
うち貸出金		△ 19	△ 24
うち商品有価証券		-	-
うち有価証券		△ 17	△ 17
うちコールローン		-	-
うち買入手形		-	-
うち預金		12	16
支払利息		4	0
うち貯金・定期積金		4	0
うち譲渡性貯金		-	-
うち借入金		-	-
差し引き		△ 28	△ 25

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

## □ 信用事業

### 貯金

#### 1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
流動性貯金	23,019 ( 31.1%)	23,289 ( 30.2%)	270
定期性貯金	50,622 ( 68.5%)	53,334 ( 69.3%)	2,712
その他の貯金	249 ( 0.3%)	252 ( 0.3%)	3
計	73,891 ( 100.0%)	76,876 ( 100.0%)	2,984
譲渡性貯金	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
合 計	73,891 ( 100.0%)	76,876 ( 100.0%)	2,984

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比

#### 2 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
定期貯金	49,927 ( 98.6%)	52,638 ( 98.6%)	2,711
うち固定金利定期	49,927 ( 99.9%)	52,638 ( 99.9%)	2,711
うち変動金利定期	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( ) 内は構成比

#### 3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
財形貯蓄残高	-	-	-

## 貸出金

### 1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
手形貸付金	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
証書貸付金	28,182 ( 93.9%)	28,568 ( 93.5%)	386
当座貸越	27 ( 0.0%)	29 ( 0.0%)	1
金融機関貸付金	1,783 ( 5.9%)	1,954 ( 6.3%)	170
割引手形	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
合 計	29,993 ( 100.0%)	30,552 ( 100.0%)	558

( ) 内は構成比

### 2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
農業	14 ( 0.0%)	415 ( 1.2%)	401
林業	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
水産業	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
製造業	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
鉱業	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
建設・不動産業	20,177 ( 68.5%)	18,665 ( 54.4%)	△1,512
電気・ガス・熱供給水道業	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
運輸・通信業	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
金融・保険業	1,962 ( 6.6%)	1,962 ( 5.7%)	0
卸売・小売業・サービス業・飲食業	2,243 ( 7.6%)	2,647 ( 7.7%)	404
地方公共団体	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
非営利法人	- ( 0.0%)	- ( 0.0%)	-
その他	5,039 ( 17.1%)	10,587 ( 30.8%)	5,548
合 計	29,439 ( 100.0%)	34,280 ( 100.0%)	4,841

( ) 内は構成比

### 3 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
貯金・定期積金等	4,560	4,298	△262
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	21,802	27,604	5,802
その他担保物	-	-	-
小 計	26,362	31,903	5,541
農業信用基金協会保証	44	27	△17
その他保証	1,067	348	△719
小 計	1,111	376	△735
信 用	1,966	10	△1,956
合 計	29,439	32,290	2,851

#### 4 貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
固定金利貸出	23,540 ( 79.9% )	27,370 ( 79.8% )	3,829
変動金利貸出	5,871 ( 19.9% )	6,882 ( 20.0% )	1,010
変動金利貸出	27 ( 0.2% )	27 ( 0.2% )	-
合 計	29,439 ( 100.0% )	34,280 ( 100.0% )	4,841

( ) 内は構成比

#### 5 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
運転資金	106 ( 0.4% )	65 ( 0.2% )	△41
設備資金	819 ( 2.8% )	784 ( 2.3% )	△35
生活資金	127 ( 0.4% )	125 ( 0.4% )	△2
その他	28,387 ( 96.4% )	33,304 ( 97.1% )	4,917
合 計	29,439 ( 100.0% )	34,280 ( 100.0% )	4,841

( ) 内は構成比

#### 6 債務保証見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
計	-	-	-
信用	-	-	-
合 計	-	-	-

## 7 主要な農業関係の貸出金残高

### ① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
農業	-	-	-
穀作	-	-	-
野菜・園芸	-	-	-
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	23	25	2
農業関連団体等	-	-	-
合 計	23	25	2

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

### ② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
プロパー資金	23	21	△2
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	-	-	-
合 計	23	21	△2

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

## 8 リスク管理債権残高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	-	-	-
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 9 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成28年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
危険債権	平成28年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
要管理債権	平成28年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
小 計	平成28年度	-	-	-	-
	平成27年度	-	-	-	-
正常債権	平成28年度	34,302			
	平成27年度	29,461			
合 計	平成28年度	34,302			
	平成27年度	29,461			

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外に区分される債権

## 10 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度					平成28年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	83	83	-	83	83	83	100	-	83	100
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	83	83	-	83	83	83	100	-	83	100

## 11 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
貸出金償却額	-	-

## 12 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。



## 為替

### 1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種	類	平成27年度		平成28年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	3	20	3	20
	金額	9,704	17,897	7,854	16,880
代金取立為替	件数	-	-	-	0
	金額	-	-	-	47
雑為替	件数	0	0	0	0
	金額	5,179	5,157	4,236	4,220
合 計	件数	4	21	4	21
	金額	14,883	23,055	12,090	21,148

### 2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

### 3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

## 証券・窓販

### 1 公共債引受・窓販実績

(単位：百万円)

種	類	平成27年度	平成28年度
公共債引受額		-	-
公共債窓販実績		-	-

### 2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

## 有価証券等

### 1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
国債	1,842	1,053	△789
地方債	789	599	△190
政府保証債	40	-	△40
金融債	-	-	-
社債	499	499	-
株式	-	-	-
受益証券	-	-	-
その他証券	-	-	-
合 計	3,171	2,152	△1,019

### 2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### 3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成27年度								
国債	199	209	305	547	-	-	-	1,262
地方債	-	-	299	100	108	109	-	617
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	221	329	-	550
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-
平成28年度								
国債	199	313	105	432	-	-	-	1,051
地方債	-	-	299	-	107	108	-	615,006
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	328	215	-	543
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-

#### 4 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

種 類	平成27年度			平成28年度		
	取得価格	時価	評価 損益	取得価格	時価	評価 損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	1,009	1,050	41	809	837	28
その他	1,299	1,421	122	1,299	1,400	101
合計	2,308	2,472	163	2,108	2,238	130

- (注)
1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
  2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。
  3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めております。
  4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額としてと計上しております。
  5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

#### 5 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## □ 共済事業

### 1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度		平成28年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	1,877	24,348	792	24,369
	定期生命共済	110	219	-	219
	養老生命共済	512	10,073	702	9,871
	(うちこども共済)	133	2,944	155	2,934
	医療共済	-	821	-	694
	がん共済	-	146	-	141
	定期医療共済	-	222	-	206
	介護共済	11	37	13	51
	年金共済	-	196	-	188
建物更生共済	7,746	157,734	7,780	155,202	
合 計	10,257	193,251	9,288	190,945	

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

### 2 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度		平成28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	4	0	5
がん共済	0	1	0	1
定期医療共済	0	0	0	0
合 計	0	6	0	7

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

### 3 介護共済の介護共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度		平成28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	34	281	27	308
合 計	34	281	27	308

#### 4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	平成27年度		平成28年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	50	598	35	572
年金開始後	-	435	-	453
合 計	50	1,033	35	1,026

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

#### 5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	平成27年度			平成28年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	886	16,956	10	830	16,166	10
自動車共済	1,113	-	73	1,028	-	68
傷害共済	1,164	4,165	0	2,058	24,182	1
定額定期生命共済	1	4	0	1	4	0
賠償責任共済	522	-	1	509	-	0
自賠責共済	93	-	2	121	-	3
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	3,779	86	88	4,547	-	83

(注) 金額は、保障金額を表示しています。

## □ 経済事業

### 1 購買事業

(単位：千円)

種 類	平成27年度	平成28年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	8,933	7,874
農薬	5,731	4,094
飼料	517	319
農業機械	15,035	15,096
自動車(除く二輪)	-	-
燃料	-	-
包装資材	1,243	881
保温資材	14,242	18,452
建築資材	1,010	920
その他	4,368	3,322
小 計	51,081	50,960
生活物資		
食品	14,940	15,953
米	3,314	3,111
生鮮食品	7,704	9,168
一般食品	3,921	3,673
衣料品	71	29
耐久消費財	170	174
日用保健雑貨	3,162	1,890
燃料	96	57
LPガス	-	-
その他	-	111
小 計	18,441	18,216
合 計	69,522	69,176

## 2 販売事業

### ①受託販売

(単位：千円)

種 類	平成27年度	平成28年度
	取扱高	取扱高
米	-	-
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	-	-
果実	-	-
花き・花木	-	-
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	-	-
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	-	-
合 計	-	-

### ②買取販売

(単位：千円)

種 類	平成27年度	平成28年度
	販売高	販売高
米	-	-
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	3,567	4,493
果実	-	-
花き・花木	-	-
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	-	-
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	-	-
合 計	3,567	4,493

## □ その他の事業

### 1 加工事業

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
収益		
倉庫収益	-	-
加工収益	-	-
合 計	-	-
費用		
倉庫費用	-	-
加工費用	-	-
合 計	-	-
差 引 利 益	-	-

### 2 高齢者福祉事業

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
収益		
福祉収益	-	-
介護保険事業収益	-	-
合 計	-	-
費用		
福祉費用	-	-
介護保険事業費用	-	-
合 計	-	-
差 引 利 益	-	-

### 3 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
収益		
受託宅地等供給収益	153,971	133,527
買取宅地等供給収益	-	-
合 計	153,971	133,527
費用		
受託宅地等供給費用	165	128
買取宅地等供給費用	-	-
合 計	165	128
差 引 利 益	153,806	133,399



#### 4 指導事業

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
収入		
賦課金	-	-
指導補助金	150	150
実費収入	-	-
健康管理収入	2,744	3,043
指導雑収入	3,159	2,312
合 計	6,053	5,505
支出		
営農改善費	1,360	1,303
生活文化事業費	-	-
教育情報費	536	451
健康管理費	2,744	3,043
指導雑費	1,293	1,609
合 計	5,934	6,408
収 支 差 額	118	△903

#### 5 利用事業

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
収益		
利用収益	-	-
合 計	-	-
費用		
利用費用	-	-
合 計	-	-
差 引 利 益	-	-

#### 6 旅行事業

(単位：千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
収益		
受入事務手数料	-	-
旅行雑収入	-	-
合 計	-	-
費用		
旅行推進費	-	-
旅行雑費	-	-
合 計	-	-
差 引 利 益	-	-

## □ 経営諸指標

### 1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	4,849	5,875
一店舗当り貯金残高	76,137	77,560
一職員当り貸出金残高	3,199	6,592
一店舗当り貸出金残高	29,439	34,280
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	20,894	23,285
一店舗当り長期共済保有高	192,230	190,945
◆経済事業関係		
一職員当り購買品供給高	12	16
一職員当り販売品販売高	1	1
一店舗当り購買品供給高	69	69

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

### 2 利益率

(単位：%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
総資産経常利益率	0.50%	0.40%	-0.10%
資本経常利益率	5.40%	4.20%	-1.20%
総資産当期純利益率	0.50%	0.40%	-0.10%
資本当期純利益率	5.30%	4.10%	-1.20%

- 注 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

### 3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減	
貯貸率	期末	38.60%	44.10%	5.50%
	期中平均	40.50%	39.70%	△0.80%
貯証率	期末	3.10%	2.80%	△0.30%
	期中平均	4.30%	2.80%	△1.50%

## □ 自己資本の充実の状況

### 1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	平成27年度		平成28年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
＜コア資本に係る基礎項目＞				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	9,167		9,400	
うち、出資金及び資本準備金の額	328		328	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	8,897		9,122	
うち、外部流出予定額(△)	58		50	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	83		100	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	83		100	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,250		9,501	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	1	2	1	1
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1	2	1	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1		1	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,248		9,499	

リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	27,059		33,345	
資産（オン・バランス）項目	27,059		33,345	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,728		△2,585	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例による としてリスク・アセットの額に算入されることになったもの の額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	2		1	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例による としてリスク・アセットの額に算入されることになったもの の額のうち、繰延税金資産に係るものの額	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例による としてリスク・アセットの額に算入されることになったもの の額のうち、前払年金費用に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの 額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を 控除した額（△）	△3,728		△2,586	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	-		-	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-		-	
中央精算機関関係エクスポージャーに係る信用リスク・アセット の額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して 得た額	2,227		2,028	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセットの額の合計額（二）	29,287		35,374	
<自己資本比率>				
自己資本比率（ハ）／（二）	31.58%		26.85%	

## 2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	平成27年度			平成28年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,213	-	-	1,012	-	-
我が国の地方公共団体向け	600	-	-	600	-	-
地方公共団体金融機構向け	499	49	1	499	49	1
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	1,057	-	-	343	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,972	10,394	415	48,846	9,769	390
法人等向け	1,474	86	3	1,438	47	1
中小企業等向け及び個人向け	217	21	0	172	14	0
抵当権付住宅ローン	14,502	4,953	198	14,690	5,020	200
不動産取得等事業向け	2,495	2,423	96	3,374	3,341	133
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等保証付	1,325	130	5	1,215	119	4
共済約款貸付	57	-	-	66	-	-
出資等	2,394	2,394	95	71	71	2
他の金融機関等の対象調達手段	962	2,407	96	3,305	8,264	330
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	63	159	6	59,474	148	5
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入不導入となるもの	-	△ 1,441	△ 57	-	△ 2,585	△ 103
上記以外	7,325	4,279	171	11,985	9,083	363
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	86,163	25,859	1,034	87,681	33,345	1,333
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセット額の合計額	86,163	25,859	1,034	87,681	33,345	1,333
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	2,227	89	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	2,028	81
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	29,287	1,171	リスク・アセット(分母)合計 a	35,374	1,414

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことで「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
6. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 1.5\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	平成27年度				平成28年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内	86,163	29,459	2,313	-	87,681	34,301	2,112	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	86,163	29,459	2,313	-	87,681	34,301	2,112	-
法人	農業	6,894	6,894	-	7,264	7,264	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,187	1,187	-	1,101	1,101	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	0	-	-	-
	金融・保険業	53,435	1,966	499	52,693	1,964	499	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,454	2,060	-	1,854	1,822	-	-
	日本国政府・地方公共団体	1,813	-	1,813	1,612	-	1,612	-
	上記以外	183	183	-	206	206	-	-
個人	24,113	24,055	-	29,265	29,199	-	-	
その他	968	-	-	940	-	-	-	
業種別残高計	86,163	29,459	2,313	-	87,681	34,301	2,112	-
1年以下	50,845	174	201		49,186	1,641	200	
1年超3年以下	790	579	210		4,730	4,319	410	
3年超5年以下	2,417	1,817	600		1,479	1,079	400	
5年超7年以下	1,810	1,209	601		1,532	1,132	400	
7年超10年以下	2,814	2,514	300		2,666	2,266	400	
10年超	24,052	23,152	399		24,650	23,850	300	
期限の定めのないもの	3,433	11	-		3,435	12	-	
残存期間別残高計	86,163	29,459	2,313		87,681	34,301	2,112	
平均残高計	79,688	29,993	3,172		82,832	30,552	2,152	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度					平成28年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		平成27年度			平成28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	-	7,991	7,991	-	6,863	6,863
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	1,807	1,807	-	1,697	1,697
	リスク・ウエイト20%	-	51,972	51,972	-	48,847	48,847
	リスク・ウエイト35%	-	14,152	14,152	-	14,344	14,344
	リスク・ウエイト50%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト75%	-	28	28	-	19	19
	リスク・ウエイト100%	-	10,149	10,149	-	13,507	13,507
	リスク・ウエイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト200%	-	-	-	-	2,284	2,284
	リスク・ウエイト250%	-	63	63	-	118	118
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	86,166	86,166	-	87,682	87,682	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。



## 4 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手の為に第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	1,057	-	343
金融機関向け及び第一種金融商 品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	0	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	1	-	1	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	3	-	0	-
合 計	5	1,057	1	343

- (注)
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
  2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
  4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
  5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類する」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	2,394	2,394	2,414	2,414
合計	2,394	2,394	2,414	2,414

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成27年度			平成28年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

平成27年度		平成28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

平成27年度		平成28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## 8 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動したときに発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会及び理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

### ② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
金利ショックに対する損益・ 経済価値の増減額	△691	△599

(注) 1. 「△」は金利ショックによる損益・経済価値の減少額を意味します。

## □ 役員等の報酬体系

### 1 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている対象役員は、「経営役員」、「理事」及び「監事」をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	70,266	5,855

(注1) 対象役員は、経営役員22名、理事3名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営役員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営役員各人別の報酬額については経営役員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総会で経営役員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営役員については経営役員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2 職員等

#### (1) 対象職員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成28年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 平成28年度において当組合の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

### 3 その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませぬ。

## □ 当組合の組織

### 1 組合員数

(単位：人)

種 類	平成27年度	平成28年度	増 減
正組合員数	571	564	△7
個人	571	564	△7
法人	-	-	-
准組合員数	1,711	1,690	△21
個人	1,711	1,690	△21
法人	-	-	-
合 計	2,282	2,254	△28

### 2 組合員組織の状況

(平成29年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
青壮年部	40 人
女性部	120 人
農業生産部	43 人
資産管理部会	257 人
青色申告部会	108 人

支 部 名	構成員数	支 部 名	構成員数
世田谷一丁目支部	2 人	用賀東部支部	30 人
世田谷二丁目支部	5 人	用賀西部西一支部	14 人
世田谷三丁目支部	5 人	用賀西部第二支部	17 人
世田谷四丁目支部	7 人	深沢東部支部	32 人
代田支部	8 人	深沢西部支部	32 人
羽根木支部	4 人	新町支部	10 人
経堂支部	8 人	松原支部	17 人
横根支部	29 人	赤堤支部	16 人
宇山支部	25 人	上北沢南部支部	15 人
弦巻支部	8 人	上北沢北部支部	17 人
上下馬支部	6 人	三谷支部	10 人
中町支部	26 人	本郷・門前支部	8 人
等々力第一支部	27 人	碑文谷支部	10 人
等々力第二支部	36 人	谷畑支部	9 人
等々力第三支部	28 人	中根支部	14 人
尾山支部	4 人	衾支部	16 人
野毛支部	16 人	五本木支部	4 人
上野毛支部	14 人		
瀬田東部支部	19 人		
瀬田西部支部	18 人		

### 3 役員一覧

(平成29年3月31日 現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	役職名	氏名	常勤・非常勤の別
経営役員会会長	飯田勝弘	非常勤	経営役員	加藤孝一	非常勤
経営役員会副会長	高橋昌規	非常勤	経営役員	鈴木利彰	非常勤
経営役員	岡庭英雄	非常勤	経営役員	田中幹雄	非常勤
経営役員	深見 隆	非常勤	代表理事理事長	白井幹雄	常勤
経営役員	田中牧男	非常勤	代表理事副理事長	中杉 誠	常勤
経営役員	三田日出男	非常勤	常務理事	浅海高弘	常勤
経営役員	岩田 清	非常勤	代表監事	宇田川博一	非常勤
経営役員	谷岡定幸	非常勤	常勤監事	岡庭正幸	常勤
経営役員	大場 忠	非常勤	監事	小山義廣	非常勤
経営役員	吉岡光章	非常勤	監事	土屋胖穂	非常勤
経営役員	清水ミツ	非常勤			
経営役員	岡田音次郎	非常勤			
経営役員	荻島豊彦	非常勤			
経営役員	小杉 衛	非常勤			
経営役員	渡辺聖明	非常勤			
経営役員	荒井茂実	非常勤			
経営役員	大平鉦介	非常勤			
経営役員	棚網真子	非常勤			
経営役員	大塚信美	非常勤			

### 4 職員

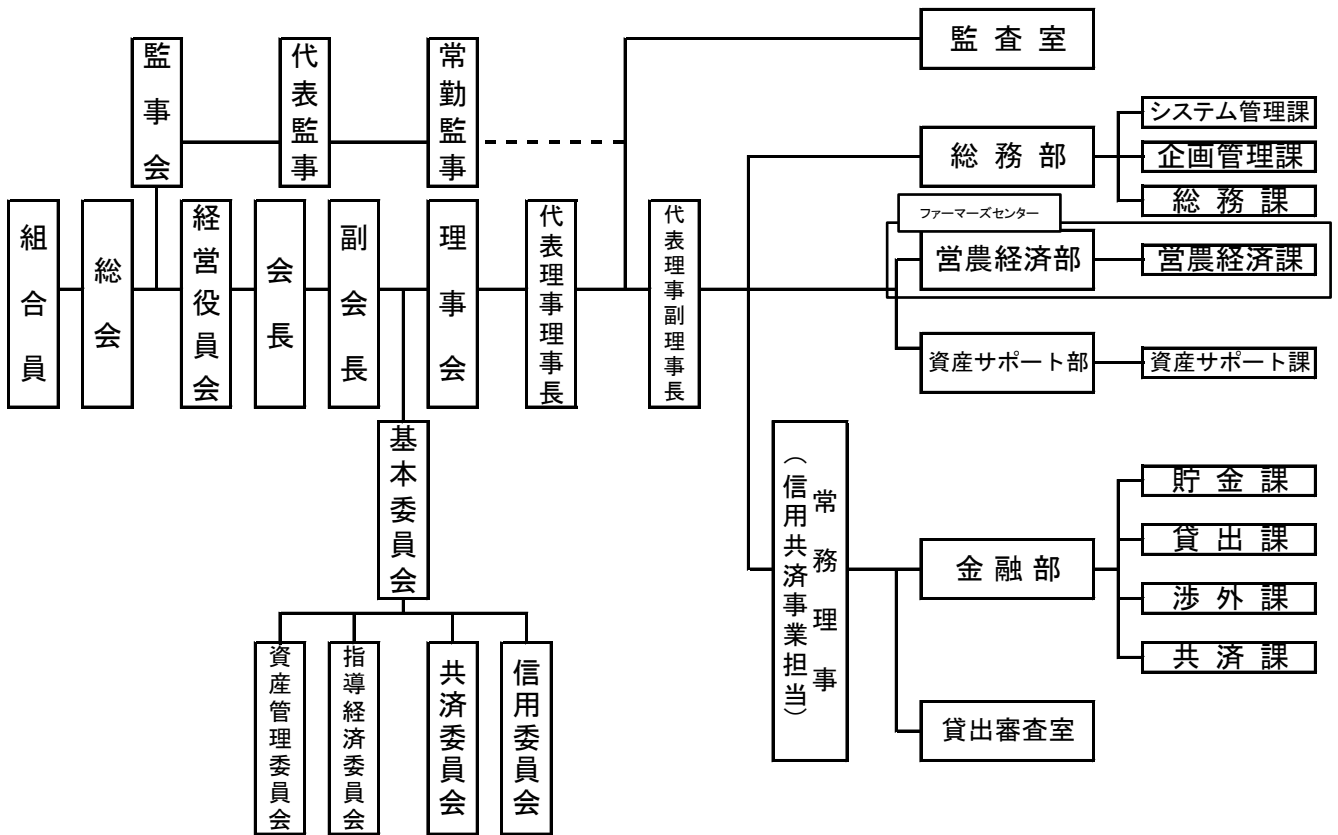
(単位：人)

項 目	平成27年度			平成28年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	-	-	-	-	-	-
会計主任	-	-	-	-	-	-
一般職員	41	18	59	37	15	52
営農指導員	1	1	2	-	1	1
生活指導員	-	-	-	-	-	-
合 計	42	19	61	37	16	53



## 5 組織機構図

(平成29年4月1日 現在)



## 6 地区一覧

(平成29年度3月31日 現在)

当組合の地区は東京都世田谷区と目黒区です。世田谷区については他にも農協がありますが、当組合は世田谷区の東南部を地域としています。

当組合の地域はかなり早くから都市化されたところで、都内でも有数の住宅地として名がとっている地域も少なくありません。

ただそのような中でも農地は健在で、地域の方々に新鮮な野菜等を供給すると同時に、緑豊かなこの地区の環境保全の一翼を担っています。

## 7 沿革・歩み

昭和27年	世田谷・玉川全円・深沢新町・松沢・目黒の各農協が合併世田谷目黒農業協同組合が設立
昭和30年	現在地に事務所新築 木造2階建。
昭和42年	本店落成 鉄筋3階建。
昭和50年	貯金100億円、長期共済保有100億円達成。
昭和52年	第一次オンラインネットサービス開始。総合口座発売開始。新玉川線開通記念貯蓄推進運動
昭和53年	優績組合全国表彰
昭和54年	譲渡性貯金発売 第二次オンライン開始。
昭和55年	長期共済保有300億円達成
昭和56年	期日指定定期貯金発売開始、年金共済スタート「いきがい」と命名する。
昭和58年	金融機関第二土曜日休業スタート。優績組合全国表彰。終身共済「ちとせ」発売。
昭和59年	貯金200億円、長期共済保有500億円達成記念大会。 ATM導入、農協倉庫新築、資産管理事業開始、全国ネットサービス開始。
昭和60年	優良農協として東京中央会より受彰。 大口貯金金利自由化、MMC発売開始、優績組合全国表彰。
昭和62年	東京ネットサービス開始。 共済新契約100億円達成、以後毎年100億円の実績を上げる。 親子野菜ふれあい収穫オリエンテーリング始まる。
昭和63年	農林中央金庫表彰受彰。 赤堤支店開店。 貯金300億円、共済800億円達成記念大会。
平成3年	長期共済保有1000億円達成記念達成記念大会。 サンデーバンキング開始。みどり年金取扱い開始。
平成4年	「JA」マーク及び愛称JA世田谷目黒とする。
平成5年	第三次オンライン運用開始。
平成7年	長期共済保有1500億円達成。
平成10年	新情報系システム導入
平成11年	建物更生共済10型発売開始
平成12年	渉外支援システム（ハンディ端末）導入 郵便貯金とのATM相互利用開始
平成13年	経費システム導入 インターネット・モバイルバンキング取扱開始
平成15年	組合内ネットワーク運用開始
平成16年	ISO14001取組開始、環境方針制定
平成17年	「ISO14001」認証取得。印紙税特例納付開始。 新農協系統信用システム(JASTEM)運用開始。
平成18年	個人向け国債取扱い開始 生体認証付ICキャッシュカード発行開始
平成20年	農業電子図書館設置
平成21年	ファーマーズセンターオープン
平成22年	新本店落成 赤堤支店統合
平成24年	基幹システム「compass-JA（財務会計）、（管理会計）、（固定資産システム）」導入
平成25年	基幹システム「compass-JA（購買システム）」導入 総代会制度から総会制度へ移行 JAやまがたとの友好組合協定締結
平成26年	買取販売事業開始
平成27年	JAしまねとの友好組合協定締結
平成28年	東京農業大学との「包括連携協定」締結 JA松本ハイランドとの友好組合協定締結 JAあさか野との友好組合協定締結



## 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I	概況及び組織に関する事項	
1	経営の組織	78
2	理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	77
3	事務所の名称及び所在地	80
4	特定信用事業代理業者に関する事項	〃
II	主要な業務の内容	
5	主要な業務の内容	14
III	主要な業務に関する事項	
6	直近の事業年度における事業の概況	6
7	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
	①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	45
	②経常利益又は経常損失	〃
	③当期剰余金又は当期損失金	〃
	④出資金及び出資口数	〃
	⑤純資産額	〃
	⑥総資産額	〃
	⑦貯金等残高	〃
	⑧貸出金残高	〃
	⑨有価証券残高	〃
	⑩単体自己資本比率	〃
	⑪剰余金の配当の金額	〃
	⑫職員数	〃
8	直近の2事業年度における事業の状況	
	①主要な業務の状況を示す指標	46
	②貯金に関する指標	48
	③貸出金等に関する指標	49
	④有価証券に関する指標	55
	⑤共済取扱実績等	57
IV	業務の運営に関する事項	
9	リスク管理の体制	11
10	法令遵守の体制	12
11	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
V	直近の2事業年度における財産の状況	
12	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	21
13	貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破綻先債権に該当する貸出金	52
	②延滞債権に該当する貸出金	〃
	③3か月以上延滞債権に該当する貸出金	〃
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	〃
14	元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	
15	自己資本の充実の状況	64
16	取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
	①有価証券	55
	②金銭の信託	54
	③デリバティブ取引	〃
	④金融等デリバティブ取引	〃
	⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	〃
17	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	53
18	貸出金償却の額	〃

M E M O

---